

小田原税務署からのお知らせ

小田原税務署の確定申告期間 2月18日(月)～3月15日(金)

～確定申告は正しくお早めに～

○確定申告が必要な方

- ・給与所得者で、給与の年収が2,000万円を超える方
- ・給与所得者で、給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ・給与所得者で、2カ所以上から給与を受けている方
- ・平成24年中の各種所得(事業・不動産・譲渡など)の合計額が所得税の各種控除額(基礎控除、扶養控除など)の合計額を超える方
- ・平成24年の途中で退職して、年末調整を受けていない方 など

○年金所得者の確定申告手続きの簡素化による注意点

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税の確定申告書の提出は不要となっています。ただし、医療費控除等による所得税の還付を受ける場合などは確定申告が必要です。

また、所得税の確定申告書の提出が不要であっても、住民税(町県民税)の申告は必要ですので、ご注意ください。

○小田原税務署の確定申告の相談・受付期間

2月18日(月)～3月15日(金)

※土、日を除きます。ただし、2月24日(日)、3月3日(日)は業務を行います。午前8時30分～午後5時

(業務内容)確定申告書作成のアドバイスや申告書の受け付け

※混雑の状況などにより、受け付けを早めに終了することもあります

※2月24日、3月3日は、電話による相談は行っていません

・申告用紙は、1月23日(水)から2月15日(金)までは税務住民課窓口で配布、2月18日(月)からは役場申告会場で配布します。

・事前に添付書類(領収書など)の整理や計算をされておくと、より迅速に申告ができます。

●町役場税務住民課でも申告書を受け付けます

役場1階会議室 2月18日(月)～3月12日(火)(土・日除く)

寄地区各会場 2月12日(火)、14日(木)、15日(金)

詳細は2月1日発行の「おしらせ号」をご覧ください。

○休日などに申告書を提出する場合

①休日に申告書を提出する場合は、小田原税務署正面脇の「時間外収受箱」に投かんしてください。

②申告書は郵送で税務署へ提出することもできます。控えが必要な方は、宛名を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。 小田原税務署 〒250-8511 小田原市荻窪 440

○納税は便利な振替で

所得税の納期限は、3月15日(金)です。所得税・消費税・地方消費税の納付は、安全便利で確実な振替納税をご利用ください。また、金融機関や税務署に備え付けの「領収済通知書」を使用して、直接現金での納付もできます。

○国税庁ホームページで確定申告書等が作成可能

国税庁ホームページには、24時間いつでも申告書等が作成できる「確定申告書等作成コーナー」があります。このコーナーでは、所得税の確定申告書が作成でき、e-Taxを利用して送信(提出)できます(確定申告期間は24時間送信できます)。また、作成した申告書等は印刷して、そのまま税務署に提出することができます。 ※e-Taxを利用いただくためには、事前の手続きが必要です。詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください



【問い合わせ】小田原税務署 ☎(35) 4 5 1 1

所得税・事業税・住民税申告相談会

所得税の確定申告書の書き方や、個人事業税や住民税(町県民税)の申告相談などを行います。相談を希望する方は、収入金額、必要経費や所得金額の分かるもの、確定申告の書類、印鑑など申告に必要なものをお持ちください。

日時 2月13日(水)午前9時30分～正午、午後1時～4時

※受け付けは、相談終了時刻(午前・午後)の1時間前に締め切ります(混雑の状況で早めに締め切ることもあります)

場所 町民文化センター展示ホール

【問い合わせ】税務住民課町民税係 ☎(83) 1 2 2 4

税理士会による無料申告相談会

小規模納税者の方の所得税と消費税、年金受給者と給与所得者の方の所得税の申告を対象として、次のとおり申告相談会を開催します。

日時と場所 2月1日(金)、4日(月)南足柄市役所 5階大会議室

2月6日(水)小田原市川東タウンセンター3階マロニエホール

時間は、いずれも午前9時30分～正午、午後1時～4時

※受け付けは、相談終了時刻(午前・午後)の1時間前に締め切ります(混雑の状況で早めに締め切ることもあります)

※譲渡所得(株の譲渡を含みます)のある方、所得金額が高額な方、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる方、相談内容が複雑な方、税理士に依頼されている方は税務署でご相談ください

【問い合わせ】小田原税務署 ☎(35) 4 5 1 1

青色申告会による確定申告無料相談会

青色申告会では、所得税や消費税などの確定申告指導会場を開設し、申告指導を無料で行います。

日時 2月1日(金)～3月15日(金)※土・日・祝日も実施します

午前9時～午後5時(受け付けは午後4時30分まで、3月15日は午後3時まで)

場所 青色会館5階大ホール(旧県合同庁舎)

小田原市本町2-3-24 ※小田原駅東口から徒歩10分

※どなたでも無料をご利用いただけます

※税理士による相談コーナー、キッズコーナーも設置しています

※確定申告用紙など、関係書類を用意しています

※贈与税(現金以外)、相続税、土地・建物・ゴルフ会員権の売却、株式の売却、住宅借入金等特別控除のうち、土地の先行取得や連帯債務によるものは、税務署でご相談ください

【問い合わせ】小田原青色申告会 ☎(24) 2 6 1 4

納付額証明書(普通徴収分)

国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料

平成24年中に納付いただいた「国民健康保険税」、「後期高齢者医療保険料」、「介護保険料」の納付額を記載した「納付額証明書」を1月下旬に納税義務者に郵送します。所得税確定申告、町県民税の申告にご利用ください。この「納付額証明書」には、特別徴収分(年金天引き分)は含まれていません。年金天引き分は、各年金・共済保険者から「源泉徴収票」として郵送されます。

【問い合わせ】税務住民課住民国保係

(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料) ☎(83) 1 2 2 5

健康福祉課高齢介護係(介護保険料) ☎(83) 1 2 2 6

家屋を取り壊した方へ 家屋の滅失届出を

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。

平成24年中に家屋を取り壊した方は、税務住民課まで家屋滅失届出を提出してください。届出がないと、課税されることがありますのでご注意ください。

なお、法務局に滅失登記の手続きが済んでいる方は、届出の必要はありません。

※届出の書類は税務住民課にあります

【問い合わせ】税務住民課資産税係 ☎(83) 1 2 2 4

税金セミナー

住宅取得と税金還付(ご案内)

住宅ローンをご利用の方は、確定申告により税金の還付を受けられる場合があります。

平成24年中に新たに住宅ローンを利用してマイホームを新築・購入(中古住宅を含む)・増改築をした場合、一定の要件を満たすことで、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

日時 1月20日(日)午前11時～午後0時30分

場所 青色会館5階大ホール(旧県合同庁舎)

小田原市本町2-3-24 ※小田原駅東口から徒歩10分

申し込み 参加費無料、予約制(先着100人)

【問い合わせ】小田原青色申告会税金セミナー係

☎(24) 2 6 1 4